

平成23年2月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第[REDACTED]号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年12月16日

判 決

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 木 下 学

被 告 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、[REDACTED]万 [REDACTED]円及び内 [REDACTED]万 [REDACTED]円に
対する平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から支払済みまで年5分の割合による金員
を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対して、過払金及び利息（以下「過払金等」という。）
の支払を求めた事案である。

2 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業法による登録を受けた貸金業者である。

(2) 原告と被告の取引

原告は、被告との間で、下記のとおり、金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った。

- ① 取引開始日 昭和 ■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日
- ② 最終取引日 平成 ■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日
- ③ 取引の経過 別紙利息制限法に基づく法定金利計算書（以下「計算書」という。）のとおり

(3) 引直し計算及び不当利得

本件取引につき、弁済金のうち利息制限法 1 条 1 項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本充当して引直し計算すれば、本件取引の過払金元金は最終取引日において ■■■ 万 ■■■ 円となり、被告は、同額を法律上の原因なく取得している。

(4) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える利息を収受していたことについて悪意であったといえるから、過払金発生時から民法所定の年 5 分の割合による利息を支払うべき義務を負い、その額は最終取引日において ■■■ 万 ■■■ 円となる。

(5) まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金等の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1), (2)は認める。
- (2) 請求原因(3), (4)は否認ないし争う。

最高裁平成 18 年 1 月 13 日第二小法廷判決・民集 60 卷 1 号 1 頁（以下「平成 18 年判決」という。）が出される以前においては、その当時の最高裁判決、下級審の裁判例、学説などの大多数の見解に従って、貸金業法（平

成18年法律第115号による改正前のもの、以下同じ) 17条所定の書面(以下「17条書面」という。)及び同法18条所定の書面(以下「18条書面」という。)の要件を具備すると判断していたのであれば、事後的にみなし弁済の要件を満たさなかったとしても、同法43条所定のみなし弁済規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつき、やむを得ないといえる「特段の事情」があるというべきである。

そして、被告は、原告に対し、貸付けの都度、その当時における最高裁判決、下級審の裁判例、学説などの大多数の見解に従って、17条書面の要件を具備すると判断した基本契約書、個別明細書を交付し、また、返済の都度、18条書面の要件を具備すると判断した個別明細書を交付した。さらに、被告は、平成18年判決を受け、平成18年6月26日以降は、期限の利益喪失約款について、利息制限法所定の制限利率を超える約定利息の不払を理由とする期限の利益喪失規定を削除した契約書を使用することにし、利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払を強制されないような対応をとった。

したがって、本件取引について、被告には上記「特段の事情」がある。

(3) 請求原因(5)は争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1), (2)は当事者間に争いがない。

2 請求原因(3), (4)について

(1) 被告が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである。

(2) ところで、被告は、本件取引のうち、①昭和■■■■年■■月■■日から平成■■

年■月■日までの取引及び②平成■年■月■日から平成■年■月■日までの取引について、17条書面及び18条書面に関する個別明細書を提出しない。また、被告は、本件取引のうち、平成■年■月■日から平成■年■月■日までの取引について、17条書面及び18条書面として個別明細書（乙3，4〔枝番を含む〕）を提出するが、少なくとも、平成■年■月■日付けの■万円の弁済及び■万■円の貸付け、平成■年■月■日付けの■万円の貸付けについて、個別明細書を提出しない。さらに、被告が貸金業法17条所定の法定事項の一部が記載されていると主張する基本契約書については、平成■年■月■日付けのものが提出されているものの、本件取引の区分上、「契約」扱いされた他の取引（昭和■年■月■日付け取引、平成■年■月■日付け取引、平成■年■月■日付け取引、平成■年■月■日付け取引、平成■年■月■日付け取引〔甲1，乙2〕）については、基本契約書が提出されていない。そして、本件取引の最初の取引である昭和■年■月■日付けの■万円の貸付けについては、区分上、「契約」扱いされていないことから、原告に基本契約書が交付されていない可能性がある。

そうすると、少なくとも、本件取引のうち、昭和■年■月■日から平成■年■月■日までの取引については、貸金業法43条1項のみなし弁済が成立する余地はない。そして、被告の提出する個別明細書のうち受取証書に該当するものについては、18条書面の記載事項である「当該弁済後の残存債務の額（貸金業法施行規則15条）」として、貸金業法43条1項が適用されることを前提とした金額が記載されているが、平成■年■月■日までの取引について貸金業法43条1項の適用がない以上、それと一連の取引である同年■月■日以降の取引についての受取証書に正確な記載がされているとはいえない。このように、18条書面の記載が正確でない場合は法定事項の記載があったとは認められないから、被告の提出する個別明細書のう

ち受取証書に該当するものについては、18条書面が交付されたとはいえないというべきである。

以上によれば、本件取引のうち平成■年■月■日以降の取引についても、貸金業法43条1項のみなし弁済が成立する余地はない。

- (3) 前記(2)認定に照らせば、本件取引について、被告が貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。

したがって、被告は、本件取引について、民法704条の「悪意の受益者」として過払金発生時から年5分の割合による利息の支払義務を負う。

- (4) 被告は、平成■年■月■日以降の取引の大部分について、17条書面及び18条書面を提出しているから、同年■月■日以前の取引についても、17条書面及び18条書面を交付できる体制が整っていたと主張する。しかし、前記(2)のとおり、被告は、取引開始時である昭和■年■月■日付け■万円の貸付けにおいて、原告に基本契約書を交付していない可能性がある上、平成■年■月■日以降の取引について、「契約」扱いされた取引が複数あるのに基本契約書が1通しか提出されていないことからしても、同年■月■日以前の取引について、取引の都度、法定の記載事項が記載された17条書面及び18条書面が原告に交付されていたとは認められず、被告の上記主張は採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件取引の過払金等の計算結果は別紙計算書のとおりとなる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第■部

裁判官

